

住居確保給付金



住居確保給付金について

生計を維持するために懸命に求職活動を行っている方に対して、一定期間、家賃相当額（上限あり）を支給するとともに、札幌市生活就労支援センター（ステップ）の支援員が就労に向けた支援を行います。

- ※ 支給には収入や資産、求職活動等の要件があります。また、ステップの利用申込みが必要となります。
- ※ 持ち家は対象外となります。

支給対象となる方

申請時に以下の要件全てに該当する方が対象です。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方、又は入居している賃貸住宅を喪失するおそれのある方
※ 住居を喪失している方が、新たな住居を借りる際に必要な敷金や礼金等の「初期費用」は、本事業では支給できません。
- ② 申請日において、離職等の日から原則2年以内、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方
- ③ 離職等の日において、自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を主として維持していた方
- ④ 申請を行った月における申請者及び世帯員の収入の合計額が、別表の基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（又は別表の家賃額の上限）を合算した額以下であること
- ⑤ 世帯の全ての預貯金等の合計額が別表の金額以下であること

<別表>

世帯人数	基準額	家賃額の上限	預貯金等の合計額
1人世帯	8.4 万円	3.6 万円	50.4 万円
2人世帯	13.0 万円	4.3 万円	78.0 万円
3人世帯	17.2 万円	4.6 万円	100.0 万円
4人世帯	21.4 万円		
5人世帯	25.5 万円		

※ 世帯員が6人以上の場合の基準額は、ステップにお問い合わせください。

- ⑥ 公共職業安定所等に求職申込みを行い、誠実かつ熱心に求職活動を行う方（経営相談が適当と認められる自営業の方は、経営相談先への相談申込みを行い、自立に向けた活動を行うこと）
- ⑦ 申請者及び世帯員が次の給付等を受けていないこと
・生活保護、地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等
- ⑧ 申請者及び世帯員のいずれもが暴力団員でないこと

支給額・支給期間・支給方法

- **支給額（札幌市の場合）** ※管理費、共益費、駐車場代等は対象となりません。
世帯の人数に応じ、別表の家賃額を上限として月ごとに支給します（申請月における世帯の収入合計額が、別表の基準額を超える場合には、別の計算方法により一部支給となります。）。
- **支給期間** 原則3ヵ月を限度に、月ごとに支給。（一定の要件により最大9ヵ月まで延長できる場合あり）
- **支給方法** 住宅の貸主又は管理会社等の口座に振り込みます。

再支給について

過去に受給していた方も、一定の要件を満たす場合に限り、申請により再支給ができる場合があります。

- ※ 再支給の要件の詳細はステップにお問合せください。支給期間は、最大で9ヵ月まで延長できる場合があります。

住居確保給付金に関するQ&A

① 申請には、どのような書類が必要ですか？

- ① **本人を確認できる書類**（運転免許証、マイナンバーカード、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し等）
- ② **離職・廃業された方は、離職または廃業を確認できる書類**
（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知等）
減収した方は、収入を得る機会が減少したことがわかる書類
（雇用主から休業を命じる文書、アルバイト等のシフト減少・請負契約等がキャンセルになったことがわかる文書等）
- ③ **世帯のなかで収入がある方について、収入が確認できる書類**
※ 給与については直近3ヵ月分の明細をお持ちください。
- ④ **世帯の方全員の全ての口座について、現在高を記帳した預貯金通帳等**

申請に際しては、上記書類のほか、貸借契約書及び住宅の貸主(又は管理会社)に記載いただく所定の用紙の提出が必要となります。

また、離職・廃業された方、減収した方（経営相談が適当と認められる自営業の方を除く）については、以下の手続きが必要です。

- ① 公共職業安定所等に求職申込みを行うこと
- ② 公共職業安定所から付与された求職番号等を申請時確認書に記載すること
- ③ 公共職業安定所等に記載いただく「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」を提出すること

② 申請後に、しなければならないことはありますか？

住居確保給付金の支給対象者の方は、以下の求職活動等を行っていただく必要があります。
なお、支給決定後、以下の活動要件を満たさない方については、支給を中止する場合があります。

■ 離職・廃業された方、減収した方（経営相談が適当と認められる自営業の方を除く）

- ① 月4回以上、ステップで面接等の支援を受けること
- ② 月2回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

■ 減収した方のうち、経営相談が適当と認められる自営業の方

（以下のA～Cは1ヵ月目～6ヵ月目の要件です。7ヵ月目以降も受給される場合は、離職・廃業された方等と同じように上記の①～③の求職活動等を行う必要があります。）

- A 経営相談先へ相談申込みを行い、原則月1回、経営相談先での経営相談を受けること
- B 月4回以上、ステップで面接等の支援を受けること
- C 月1回以上、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うこと

住居確保給付金の窓口

まずは電話又はWEB お問い合わせフォームで、ステップまでご相談ください。

☎ 011-221-1766 (FAX 011-221-1767)

住居確保給付金 ステップ

検索



〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目10番地 大通公園ビル7階

受付時間:午前9:00～午後5:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

札幌市生活就労支援センター

ステップ

STEP FORWARD ~ 一歩一歩前へ進もう